



国保だより

特別号

平成30年2月作成

佐賀県国民健康保険課・佐賀県市町国民健康保険担当課 佐賀県国民健康保険団体連合会

平成30年4月から国保制度が変わります

将来にわたって持続可能な制度として 運営できるよう制度改革を行います

医療費が年々増加傾向にあり、少子高齢化により現役世代の負担が増えている社会状況の中、国保加入者の年齢構成が高く一人当たりの医療費が高いことや、低所得者が多いといった課題を抱え、国保制度の維持が難しくなっています。そこで、将来にわたる財政の安定化のため、平成30年4月に制度改革を行うことになりました。



佐賀県国保
CMタレント
川崎宗則

各市町が行っていた国保運営に佐賀県が加わります

佐賀県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担います。市町は、住民の皆さんとの身近な関係を維持し、被保険者証の発行といった資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収等を引き続き行います。

県の主な役割

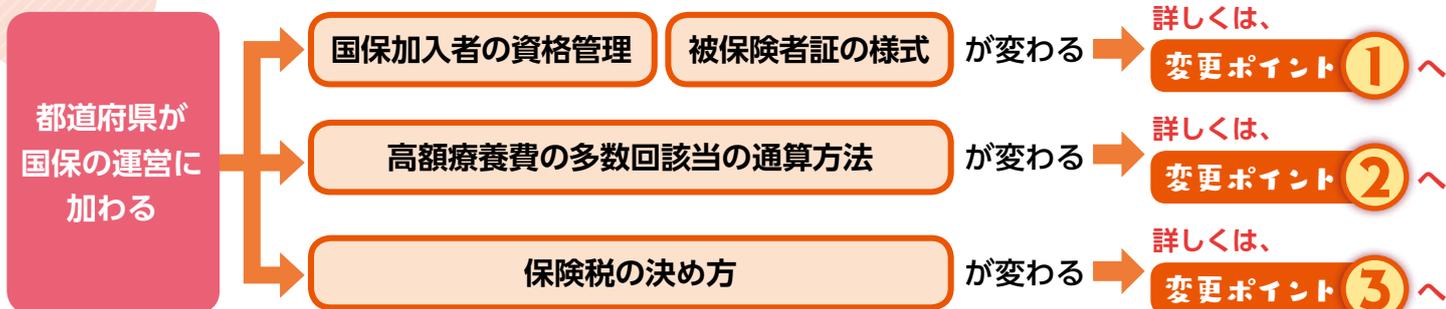
- 保険給付に必要な費用を、市町へ全額交付
- 市町ごとの国保事業費納付金(納付金)*を決定
- 標準的な住民負担の見える化を進めるため、市町ごとの標準保険税率を提示
- 国保運営方針を定め、市町の事務の標準化・効率化・広域化を推進

*詳しくは **変更ポイント 3** へ

市町の主な役割

- 国保加入者の資格管理(被保険者証等の発行)の実施
- 診療費などの保険給付の実施
- 標準保険税率を参考に保険税を決定
- 保険税の賦課・徴収の実施
- 特定健診などの保健事業の実施
- 納付金を県に納付

国保制度改革に伴う主な変更ポイント



変更ポイント ①



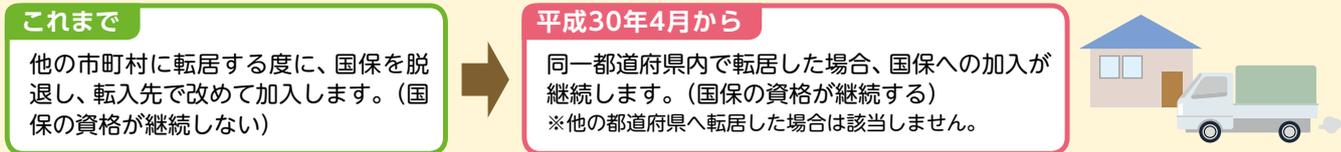
国保加入者の皆さんに直接関係する部分にこのマークを入れています

●国保加入者の資格管理



国保の保険者に都道府県が加わります。そのため、市町村単位で行っていた国保加入者の資格管理(国保資格の取得・喪失)を都道府県単位で行います。

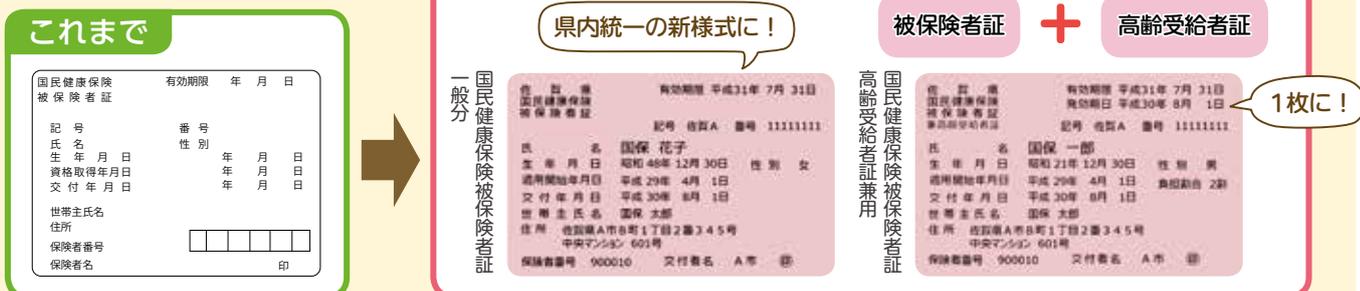
【同一都道府県内で転居した場合の資格管理】



佐賀県内の他市町に引っ越した場合でも、これまで通り、転出・転入先の市町へ届け出が必要です。被保険者証は転入先の市町で新たに発行されます。

【被保険者証(保険証)の様式】

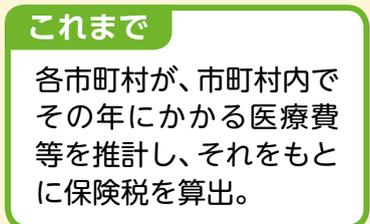
平成30年4月から 70歳以上の方の「被保険者証」は、「高齢受給者証」と一体化*



保険証は、平成30年度の更新から県内統一の新しい様式に変更になります。都道府県も国保の保険者となることに伴い、都道府県単位で「資格取得・喪失年月日」を管理します。これと区別するため、新たに市町村単位で「適用開始・終了年月日」を設けることになり、保険証の様式が変わります。
※一部の市町では、すでに一体化されている場合があります。

変更ポイント ③

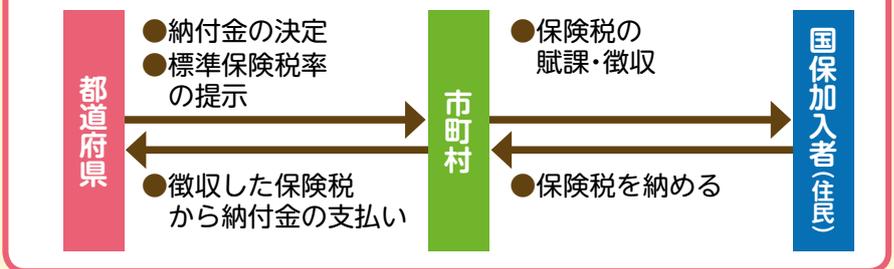
●保険税の決め方



平成30年4月から

- ①都道府県が、都道府県内全体でその年にかかる医療費等を推計。
- ②①をもとに納付金(市町村ごとに必要な金額)を決定し、納付金を納めるために必要な標準保険税率を提示。
→平成30年度の標準保険税率は4ページへ
- ③各市町村は、標準保険税率を参考に、保険税を算出。

保険税の賦課・徴収はこれまでどおり市町が行うため、納付方法などに変更はありません。



変更ポイント ②

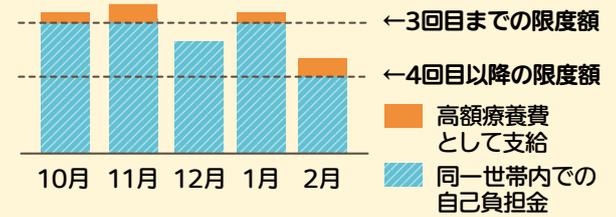


●高額療養費の多数回該当の通算方法（※同一都道府県内で転居した場合）

高額療養費とは、1か月に支払った医療費が多いとき、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。

多数回該当（過去12か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上）の場合、4回目以降は自己負担限度額が変わります。

4回目以降の限度額の例



これまで

他の市町村に転居した場合、該当回数の引き継ぎはできません。

平成30年4月から

同一都道府県内で転居したとき、世帯の継続性が認められる場合は、該当回数の引き継ぎができます。
※他の都道府県へ転居した場合は該当しません。

例 多数回該当のカウント方法

自己負担限度額を超えた月を「●」としています

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
これまで	● 1回目	● 2回目	-	● 3回目	● 1回目	● 2回目	● 3回目	● 4回目
↓	ここで同一都道府県内の他市町村に転居							
平成30年4月から	● 1回目	● 2回目	-	● 3回目	● 4回目	● 5回目	● 6回目	● 7回目



佐賀県内の他市町へ転居した場合、条件を満たすと多数回該当のカウントの仕方が変わります。これにより加入者の負担が軽減されます。

まとめ

制度改革で変わる？ 変えない？

国保加入者の皆さんに関わること



手続き

住所変更や世帯構成の変更、国保への加入・脱退等の届け出は、これまでどおり、お住まいの市町が窓口となります。保険証の交付もお住まいの市町が行います。

保険給付

療養費や高額療養費等の支給の手続きは、これまでどおりお住まいの市町が窓口となります。高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります。

保険税

県が提示する標準保険税率を参考に、各市町が保険税額を決定します。賦課・徴収はこれまでどおり市町が行います。

保健事業

特定健診や特定保健指導などの保健事業は、これまでどおりお住まいの市町が行います。



平成30年4月の制度改正により、国保の財政運営を担うこととなった県が、医療給付費等をまかなうために必要な保険税率を算出^{*}し、市・町ごとの「本来あるべき保険税率」を標準保険税率として公表(標準的な住民負担の見える化)することになりました。将来的には、県内の保険税率の統一を目指していきます。

※市・町ごとの医療費水準や収納率等を反映し、県で統一した方式で算出したもの

	市町村標準保険税率								
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
佐賀市	10.42	25,179	36,742	2.63	8,345	6,525	2.81	9,782	5,240
唐津市	10.95	23,457	33,202	2.96	6,679	7,935	2.47	8,806	4,688
鳥栖市	10.62	26,046	39,507	2.74	7,585	9,793	2.30	9,184	5,152
多久市	11.90	27,907	32,641	2.93	7,056	7,701	2.00	9,280	3,979
伊万里市	10.14	20,971	31,596	2.82	6,618	8,064	2.01	7,963	4,333
武雄市	12.65	26,478	36,330	2.94	7,345	7,613	2.30	8,318	4,509
鹿島市	10.58	23,417	34,651	2.86	6,301	9,358	1.82	11,497	6,293
小城市	9.97	26,776	33,718	2.63	6,595	7,758	2.29	7,176	3,950
嬉野市	10.56	25,980	38,128	2.68	6,019	9,070	2.19	8,264	4,039
神埼市	9.52	22,077	30,928	2.62	6,406	8,975	2.14	9,357	5,315
吉野ヶ里町	9.34	21,770	29,537	2.77	6,696	9,096	2.04	7,364	5,784
基山町	8.71	25,731	30,364	2.55	8,108	9,568	2.30	8,905	4,527
上峰町	10.03	25,508	30,168	2.31	6,520	7,495	1.95	7,845	3,945
みやき町	9.67	25,968	33,226	2.73	6,322	7,634	1.82	8,312	4,751
玄海町	7.89	23,798	26,456	2.54	7,572	8,713	1.99	9,776	5,331
有田町	9.81	23,216	26,363	2.77	6,839	7,766	1.80	7,181	5,104
大町町	11.13	29,079	36,311	2.76	6,221	7,044	1.99	8,858	4,841
江北町	12.26	33,745	40,627	2.49	7,889	9,498	2.37	9,830	4,996
白石町	9.55	25,902	34,137	2.65	7,424	9,785	2.22	9,923	5,212
太良町	9.90	24,049	27,495	3.20	4,823	6,328	2.13	8,611	4,140

* 上記の標準保険税率は、平成30年2月時点での見込み値です。

● 世帯の保険税の内訳 1年分の保険税は、国保加入者の所得や人数等に応じて世帯単位で決まります。



* 基準総所得額 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除 33 万円

保険税率の決まり方

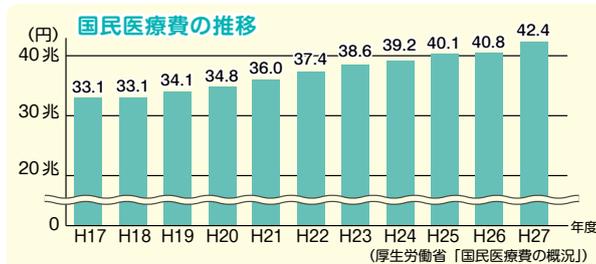
- 1 佐賀県が県内全体で必要となる医療費等を推計し、市町ごとの標準保険税率を算定。
- 2 各市町は上記の標準保険税率を参考にして、保険税率を決定します。

医療費と保険税の関係

医療費と保険税は深くかかわっています

国民医療費は近年増加の傾向が続いています。保険税は年間に必要とされる医療費等をもとに決まるので、医療費が増加すると、私たちが納める保険税も増加してしまいます。

医療費の適正化を図るためには、私たち一人ひとりの心がけが大切です。



国民健康保険を守るために心がけたいこと

- 1 上手に医療機関を利用する
 - 「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」をもつ
 - 「重複受診」はしない
 - 緊急時以外の時間外受診は避ける
 - ジェネリック医薬品を利用する
- 2 特定健診を毎年受ける

生活習慣病の多くは自覚症状が乏しいので、病気の予防・早期発見・早期治療のため、年に1回特定健診を受けましょう。